

令和元年（行ウ）第275号、同第598号環境影響評価書確定通知取消請求事件

原告 鈴木陸郎 外47名

被告 国

2021年（令和3年）7月30日

東京地方裁判所民事第2部Cd係 御中

## 準備書面 14

原告ら訴訟代理人

弁護士 小 島 延 夫

弁護士 久 保 田 明 人

弁護士 千 葉 恒 久

弁護士 森 詩 絵 里

弁護士 吳 東 正 彦

弁護士 長 谷 川 宰

弁護士 浅 岡 美 恵

(目次)

第1	PM2.5と光化学オキシダント.....	6
1	被告準備書面(6)「第1」について～PM2.5.....	6
(1)	被告の主張.....	6
(2)	環境影響評価項目や調査・予測・評価の手法の選定に裁量はないこと.....	6
(3)	PM2.5について現時点の科学的見地から環境影響評価すべきこと.....	6
ア	環境影響評価法及び発電所アセス省令は、影響が重大なものほど評価項目に選定されるべきとしており、その点から、PM2.5は、評価項目に選定されるべきこと.....	6
イ	制度の趣旨からは可能な限りの手法を取ることが求められていること.....	9
ウ	PM2.5の予測・評価手法は存在すること.....	9
(4)	小括.....	10
2	被告準備書面(6)「第1」について～光化学オキシダント.....	10
(1)	被告の主張.....	10
(2)	環境影響評価項目や調査・予測・評価の手法の選定に裁量はないこと.....	11
(3)	光化学オキシダントについて現時点の科学的見地から環境影響評価すべきこと.....	11
ア	光化学オキシダントの健康への影響は大きいこと.....	11
イ	光化学オキシダントの予測・評価手法は存在すること.....	11
(4)	小括.....	11
第2	被告準備書面(6)「第3」について 動植物・生態系について.....	12
1	被告の主張.....	12
2	陸域の動植物について.....	12
3	海域の動植物及び海域の生態系について.....	13
第3	被告準備書面(6)「第4」及び「第5」について～燃料種などに関する複数案検討.....	13
1	被告の主張.....	13

2	環境影響評価は環境保全等のために常に最高水準の措置を講じることを要求するものではないから、計画配慮段階で燃料種に関する複数案の検討を要しないと する被告の主張が、環境影響評価制度の趣旨に反すること.....	14
3	「BATの参考表により、温室効果ガスが低減されることが判明」していない こと.....	15
(1)	本件環境影響評価には、BATの参考表に記載されている、超々臨界圧（U SC）発電設備を採用することによって、温室効果ガスの排出量という環境影 響が低減したことが認められる事実が記載されていないこと.....	15
(2)	「BATの参考表」に掲載されている、超々臨界圧（U S C）発電設備を採 用した場合よりも環境影響を回避したり低減したりする可能性がある事業とし て、天然ガス火力発電事業、再生可能エネルギー発電事業が存在する以上、計 画段階配慮において、燃料種などに関する複数案検討をすることが義務となる こと、「BATの参考表」に掲載されている、超々臨界圧（U S C）発電設備 を採用していることをもって、燃料種などに関する複数案検討をしないことは 正当化されないこと.....	17
4	計画段階配慮において検討すべき複数案は、「位置・規模」及び「建造物の構 造・配置」に関する代替案に限定されないこと.....	19
5	小括.....	20
第4	被告準備書面（7）「第2」について～簡略化の要件.....	21
1	簡略化の要件を満たさないこと（総論）.....	21
2	被告の主張に対する反論.....	21
(1)	環境影響に関する十分かつ信頼できる調査結果の存在.....	21
(2)	環境影響の低減（非悪化）.....	22
(3)	空白期間について.....	23
第5	被告準備書面（7）「第3」について～簡略化各論.....	23
1	排ガス.....	23
(1)	リプレース前後の比較に誤りがあること.....	23

ア	被告の主張.....	23
イ	被告の主張の根拠に理由がないこと その1 1時間値について.....	23
ウ	被告の主張の根拠に理由がないこと その2 年間値について.....	25
(2)	学校等の施設への着地濃度を調査していないこと.....	26
ア	被告の主張.....	26
イ	そもそも、本件は、合理化ガイドラインを適用できない事例であること..	26
ウ	調査地点・予測地点の選定及び重点手法を採用すべき対象・地点に関する法令の規定.....	26
エ	学校等の施設が調査、予測地点として選定され、さらに、調査予測にあたっては、参考手法よりも詳細な調査又は予測の手法が選定されるべきこと....	28
(3)	現地調査について.....	28
(4)	1時間値の比較の点について.....	29
(5)	バックグラウンド濃度の地点について.....	30
ア	予測地点を一般局に限定し、自排局を含めなかったこと.....	30
イ	予測地点として半径10km圏内としたことについて.....	31
ウ	平成27年度における1時間値の最高値としていることについて.....	32
エ	二酸化窒素の短期暴露の指針値を超える地点が存することについて.....	33
2	温排水について.....	33
(1)	合理化要件の主張には理由がないこと.....	33
ア	被告の主張.....	33
イ	現実とかけ離れた被告の主張.....	34
ウ	法令の定めに違反するものであること.....	36
エ	小括.....	37
(2)	漁業への影響を評価対象としていないとする被告の解釈は法令に反する誤りがあり、その結果、漁業資源及びその生育環境となる藻場については、温排水が及ぼす環境影響を把握する手法による調査・予測がされていない瑕疵があること.....	37

ア	被告の主張.....	37
イ	「海域に生息する動物」と「海域に生育する植物」及びその生育環境のうち生活環境を構成しているものについては、温排水が及ぼす環境影響を把握する手法により、調査・予測がされなければならないこと.....	38
ウ	本件環境アセスにおいて「海域に生息する動物」と「海域に生育する植物」及びその生育環境のうち生活環境を構成しているものについて温排水が及ぼす環境影響について、調査・予測がされていないこと.....	42
エ	サヨリ網漁との関係で必要な調査も予測もなされていないこと.....	43
オ	底生生物のうち、漁業資源として重要なものであって、環境基本法にいう生活環境を構成する魚介類についての調査がされていないこと.....	44
カ	小括.....	45
3	撤去工事.....	45
第6	まとめ.....	45

(本書面(準備書面14)では、被告準備書面(6)及び(7)に対する反論のうち、準備書面12における環境影響評価制度についての検討、及び、準備書面13における、被告準備書面(6)の「第2」についての反論を踏まえ、その他の主張について順に反論していく。)

## 第1 PM2.5と光化学オキシダント

### 1 被告準備書面(6)「第1」について～PM2.5

#### (1) 被告の主張

被告は、PM2.5について環境影響評価を行っていないから、本件環境アセスは「環境の保全について適正に配慮」していない瑕疵がある旨の原告の主張に対し、被告は、PM2.5は、その予測・評価手法が確立されていないものであるから、環境影響評価を行うよう勧告することは、事業者に不可能ないし著しい困難を強いるものであるので、環境影響評価を実施する旨の勧告をしないことに裁量の逸脱・濫用はないと主張する(被告準備書面(6)第1)。

つまり、PM2.5の予測・評価手法が「確立」するまでは、PM2.5の環境影響評価を全く行わなくとも相当であると被告は主張する。

しかし、被告の主張は、環境影響評価法の趣旨を理解しないものであり、失当である。

#### (2) 環境影響評価項目や調査・予測・評価の手法の選定に裁量はないこと

準備書面13の「第1」にて述べたとおり、環境影響評価項目や調査・予測・評価の手法の選定について被告に裁量はない。

#### (3) PM2.5について現時点の科学的見地から環境影響評価すべきこと

ア 環境影響評価法及び発電所アセス省令は、影響が重大なものほど評価項目に選定されるべきとしており、その点から、PM2.5は、評価項目に選定されるべきこと

環境影響評価項目の選定については、「環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある」環境要素が選定されることになる(環境影響評価法2条2項柱

書、同法2条3項)。

火力発電所については、当該第一種事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因(発電所アセス省令では、「影響要因」というとしている)により重大な影響を受けるおそれがある環境要素に関し、当該影響要因が及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討する(発電所アセス省令5条1項)とされている。ここでは、「環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある」影響要因や「当該影響要因が及ぼす影響の重大性」と表現されていることから、影響が重大なものとなる場合、その重大さの程度が深刻であるほど、環境影響評価項目として選定する必要が強くなる。

基本的事項においても、「環境影響を受けやすい地域又は対象が存在する場合、環境の保全の観点から法令等により指定された地域又は対象が存在する場合、既に環境が著しく悪化し又はそのおそれが高い地域が存在する場合等においては、参考手法よりも詳細な調査又は予測の手法を選定するよう留意すべきこと。」(基本的事項第四、六(3))としており、発電所アセス省令23条3項も同趣旨を定める。

項目の選定においても同様であり、環境影響を受けやすい地域又は対象が存在する場合、環境の保全の観点から法令等により指定された地域又は対象が存在する場合、既に環境が著しく悪化し又はそのおそれが高い地域が存在する場合等においては、参考手法に挙げられている影響要因・環境要素以外の影響要因や環境要素も、環境影響評価の項目として選定すべきことになる。

発電所アセス省令21条1項の規定上も、同省令別表第二に掲げられている参考項目を勘案した上で、発電所アセス省令20条によって把握された「特定対象事業特性及び特定対象地域特性に関する情報を踏まえ」、「当該特定対象事業に伴う影響要因が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討することにより」項目を選定すべきとしているので、同省令別表第二に掲げられているもの以外でも、① 人の生命健康、生活環境に、重大な影響を及ぼすおそれがある影響要

因が存在している場合のその影響要因や、②「環境影響を受けやすい地域又は対象が存在する場合、環境の保全の観点から法令等により指定された地域又は対象が存在する場合、既に環境が著しく悪化し又はそのおそれが高い地域が存在する場合等」のその地域や対象といった環境要素も、環境影響評価項目として選定すべきことになる。

したがって、別表第二に掲げられている影響要因以外にも、他に、人の生命健康、生活環境に、重大な影響を及ぼすおそれがある影響要因が存在している場合には、その事項も、項目として選定すべきである。

また、以上の通り、環境影響評価項目の選定にあたっては、影響が重大で深刻であるほど、環境影響評価項目として選定する必要性が強くなるのであって、これは、科学的見地から選定されるのであり、そもそも裁量の余地はない。

PM<sub>2.5</sub>は、吸い込んでしまうと細い気管支や肺の奥まで入り込むおそれがあり、ぜんそくや気管支炎など呼吸器系の病気のリスクを高めることが知られており、その人体の健康への影響は甚大である。

PM<sub>2.5</sub>に係る健康影響は、既に諸外国における疫学的知見の蓄積によって明らかになっている。具体的には、PM<sub>2.5</sub>の短期曝露は、死亡、循環器系への影響（虚血性変化、不整脈、心拍変動等）、心室性不整脈、血栓リスク等を引き起こす。長期曝露による健康影響は、死亡、循環器系への影響、発がん、中枢神経システムへの影響（脳の形態学的変化、認知力低下、認知症、自閉症スペクトラム障害）を生じさせる。

また、PM<sub>2.5</sub>による健康影響は、低濃度のPM<sub>2.5</sub>に曝露した場合でも生じることが近年の疫学研究で明らかになっている。長期曝露では、大気中の平均濃度10 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 未満でも死亡との有意な関係が報告されている。8 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 前後の平均濃度で調査された研究が多いが、その濃度であっても、死亡や疾病との有意な関係が認められている。短期曝露についても、循環器や呼吸器の症状で緊急搬送されるリスクが8 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 前後の濃度で報告されている。

したがって、PM<sub>2.5</sub>が環境影響評価項目に選定される必要性は高い。

## イ 制度の趣旨からは可能な限りの手法を取ることが求められていること

また、上述のとおり、環境影響評価の趣旨は、定量的な基準を設定することが難しいもの、未だ法令上基準が定められていないが人の健康や生活環境に及ぼす影響が考えられるものなどについて、事前に、環境影響について調査し、予測し、評価することによって、可能な限り環境負荷を低減し、最善の措置をとることができるようにすることにある。

したがって、環境影響評価の対象としてそもそも想定されている項目の一つは、人の健康や生活環境に及ぼす影響が考えられることはわかりつつも、法令上の基準を定められるような定量的な影響を予測・評価することが困難なものである。

そのような定量的な影響を予測・評価することが困難なものであっても、可能な限り環境負荷を低減するために、予測・評価をするのが環境アセスメント制度である。

そうであるならば、仮に、影響について予測・評価する手法が「確立」していないとしても、判断時点において科学的見地から認められる予測・評価手法が存在するのであれば、当該手法を用いて予測・評価することにより、可能な限り環境負荷を低減するようにすることが環境アセスメント制度の趣旨に適うものである。

環境影響評価は、「可能な限り」環境負荷を低減することを求めるものであり、取りうる手法があれば取ることがその趣旨に適うのであって、被告の言うように、予測・評価手法が確立するまで何らの評価も実施しないといのは制度の趣旨に反する。

## ウ PM2.5の予測・評価手法は存在すること

PM2.5については、被告も述べるとおり、排出源において一次粒子の排出の増減を調査することは可能である。

また、日本においても、2012年（平成24年）3月、環境省が公表したPM2.5に関する先行的な環境アセスメントのための手法と課題（以下、

「手法と課題」という) (甲200) では、実施可能なPM2.5の調査・予測・評価手法が公表されていた。

手法と課題は、「PM2.5の環境影響評価においても、PM2.5の一次生成粒子及び二次生成粒子の前駆物質の排出が伴う事業を対象に、予測・評価の実施を検討する必要がある」(甲200・37頁)と指摘する。

予測手法は、「事業特性や地域特性を踏まえつつ、排出量に基づいた評価あるいは濃度予測に基づいた評価のいずれかで行う」(甲200・39頁)としており、予測・評価は可能である。

そうであるならば、これらの手法を用いることにより、本件事業者において、本件火力発電所からのPM2.5による環境影響を予測・評価することは可能であり、何ら不可能を強いるものではない。

#### (4) 小括

以上のとおり、PM2.5の予測・評価は一定程度可能であり、そうした手法を用いて環境影響評価することが、可能な限り環境負荷を低減することを求めている環境影響評価の趣旨から求められるのであって、それを内容としない本件環境アセスには重大な瑕疵がある。

## 2 被告準備書面(6)「第1」について～光化学オキシダント

### (1) 被告の主張

被告は、光化学オキシダントについても同様に、個別事業に対する影響を見積もることが困難であるなどの事情があり、環境影響評価を行うよう勧告することは、事業者にとって不可能ないし著しい困難を強いるものであるため、環境影響評価を実施する旨の勧告をしないことに裁量の逸脱・濫用はないと主張する(被告準備書面(6)第1)。

しかし、被告の主張は、環境影響評価法の趣旨を理解しないものであり、失当である。

(2) 環境影響評価項目や調査・予測・評価の手法の選定に裁量はないこと

上述のとおりである。

(3) 光化学オキシダントについて現時点の科学的見地から環境影響評価すべきこと

ア 光化学オキシダントの健康への影響は大きいこと

光化学オキシダントは粘膜を刺激するため、「目がチカチカする」、「のどが痛い」などの症状を起こすほか、頭痛、はきけ、息苦しいなどの症状が出るといわれており、健康および生活に多大な影響を及ぼすものであるから、PM<sub>2.5</sub>と同様に、環境影響評価項目に選定される必要性は高い。

イ 光化学オキシダントの予測・評価手法は存在すること

光化学オキシダントについては、トルエン、キシレン、酢酸エチルなど大気中で気体状となる有機化合物（揮発性有機化合物(以下「VOC」(volatile organic compoundsの略)という。)が原因物質の一つであることは今日判明しており、VOCの排出を抑制するため、平成16年5月に大気汚染防止法が改正されてもいる。さらに、平成17年にVOC濃度の測定法を環境省告示で定められ、これらを受け、VOCの排出規制が平成18年4月より開始されている。

VOC濃度の測定法が存在し、その増減が測定できる。

VOC濃度と光化学オキシダントの関係については、相関関係が言われているので、事業者において、本件火力発電所からのVOC排出濃度を把握することにより、光化学オキシダントによる環境影響を予測・評価することは可能であり、何ら不可能を強いるものではない。

(4) 小括

以上のとおり、光化学オキシダントについても、予測・評価手法は存在するから、当該手法を用いて環境影響評価することが、可能な限り環境負荷を低減することを求めている環境アセスメント制度の趣旨から求められるのであって、それを内容としない本件アセスは、「環境の保全についての適正な配慮」はなされているとは言えず、瑕疵があるものである。

## 第2 被告準備書面（6）「第3」について 動植物・生態系について

### 1 被告の主張

被告は、① 陸域の動植物については、陸域の動植物に対する環境影響の程度が極めて小さいと判断されたので、環境影響評価の対象として選定しなかった、② 海域の動植物については、地形改変を行わないので、「地形改変及び施設の存在」を影響要因とする環境影響評価の対象として選定しなかったので、この点に違法はないと主張する。

### 2 陸域の動植物について

ハヤブサは、それ自体、国内希少野生動植物種に指定されている貴重な動物であるが、同時に、ハヤブサの生育が意味するところを認識する必要がある。

ハヤブサのような猛禽類は、他の動物を捕食していて、生態系の頂点に位置する。そのような動物が生息するということは、その周辺において、その捕食対象となる動物が存在し、さらに、その捕食対象となる動物の餌となる動植物が生息していることを意味する。

海洋及び陸上の豊かな生態系が存在しない限り、生態系の頂点に立つ猛禽類は存在し得ないのである。

したがって、はやぶさが存在する以上、単にはやぶさの生態を調査するのではなく、その捕食対象となる動物及びその餌がどのように生育しているのか、すなわち、本件施設予定地及びその周辺の陸上及び海洋の動物・植物などの状況についての通年の調査が必要になる。

捕食対象となる動物やその餌となる動植物が生育しているのも、発電機が2001年以降、稼働を大幅に止めたことによって、本件施設予定地及びその周辺の陸上及び海洋の動物・植物が種類・数ともに増え、生態系が回復してきている証しである。

また、ハヤブサ以外では、同じ猛禽類のミサゴの存在も確認されている。

したがって、ハヤブサを除き、陸域の動植物の調査をしていないことは重大な瑕疵である。

### 3 海域の動植物及び海域の生態系について

海域の動植物及び海域の生態系（具体的には藻場）は、すでに、地球温暖化による海水温の上昇によって深刻な影響を受けており、そこに温排水が出された場合の深刻な影響も予想される。

本件においては、海域の生態系（藻場）を、本件の環境影響評価項目として選定していない瑕疵がある。

また、温排水による影響も深刻なものが予想される。温排水及び温排水の海域の動植物に及ぼす影響は、本件環境アセスの評価項目とはなっているが、計画段階配慮の段階では、評価項目とはされていない。しかし、計画段階配慮の段階では、評価項目としていないこと、及び、その調査及び予測の手法の選定が誤っており、実施も極めて不十分であり、重大な瑕疵がある。この点については、本書面の「第5」「2」において詳述する。

## 第3 被告準備書面（6）「第4」及び「第5」について～燃料種などに関する複数案検討

### 1 被告の主張

被告は、本件環境アセスの計画配慮段階で、燃料種に関する複数案の検討が行われなかったことを認めつつも、以下のとおりこれを正当化しようとする。

- ① 環境影響評価は環境保全等のために常に最高水準の措置を講じることを要求するものではない
- ② 類似事例となるBATの参考表により、温室効果ガスが低減されることが判明している
- ③ 基本事項及び発電所アセス省令において、燃料種の複数案検討を義務付けた規定はない

しかしながら、被告のこのような主張は明らかに失当である。

## 2 環境影響評価は環境保全等のために常に最高水準の措置を講じることを要求するものではないから、計画配慮段階で燃料種に関する複数案の検討を要しないとする被告の主張が、環境影響評価制度の趣旨に反すること

「環境影響評価手続は環境保全等のために常に最高水準の措置を講じることを要求するものではない」から、計画配慮段階で、燃料種に関する複数案の検討を要しないとする、被告の主張は、環境影響評価制度の趣旨を全く理解しないものである。

すでに準備書面12の「第1」において詳述したとおり、環境アセスメント制度は、明確な基準が定められていないものを含め、適正な調査・予測・評価をし、そうした手続的統制を通じ、適正な環境配慮を実現するというものであって、実体的判断が抽象的または価値的である場合に、それを手続的判断に置き換えることによって、司法審査を容易にするというところにその本質があるものである。

すなわち、環境配慮をしたかどうかの実体的判断を、代替案検討を尽くしたかという手続的要件を満たしたかどうかという、手続法としての環境影響評価における手続的判断に置きかえることによって、司法審査をしやすいものにする。

また、代替案検討をすることは、一つの提案についての絶対的分析をするのではなく、比較検討という相対的分析を可能にすることになるので、住民との適切なコミュニケーションを通じて、より適正な環境配慮を実現していくことを容易にし、住民とのコミュニケーションを通じて環境保全を実現するという環境影響評価の本質につながるものである。

それらの点から、環境アセスメント手続における代替案の検討は、制度の核心をなす極めて重要な手続とされているのである。

従前、日本の環境影響評価制度においては、代替案検討は、環境保全措置の検討という範囲で明確に認められていたにすぎなかったが、2011年の環境影響評価法改正（平成23年法律第27号）において、事業実施前の計画検討段階において、

事業の位置、規模又は施設の配置、構造等を検討するにあたり環境の保全のために配慮すべき事項について検討を行い、計画段階配慮書を作成することを義務化した。

これは、日本においても、環境影響評価における代替案検討の重要性に鑑み、事業実施前の検討段階における複数案を検討することを原則とするものである。

計画段階配慮における複数案検討は、その制度の趣旨からいって、当該事業とは異なると評価できる内容をもった事業を、発案し、検討するという必要とするものである。

本件事業予定地で発電事業を営む場合、石炭火力発電事業を前提として当該事業について最善の環境保全措置を取った場合よりも環境影響を回避したり低減したりする可能性がある事業として、天然ガス火力発電事業、再生可能エネルギー発電事業が存在する。

そうである以上、天然ガス火力発電事業、再生可能エネルギー発電事業の案を計画段階配慮事項として検討すべき複数案（代替案）として、検討すべきことになる。

被告の主張は、こうした環境影響評価における中核的な手続きをしないことさえも正当化しようとするものであり、環境影響評価制度の趣旨を全く理解しないものと言わざるをえない。

### 3 「BATの参考表により、温室効果ガスが低減されることが判明」していないこと

(1) 本件環境影響評価には、BATの参考表に記載されている、超々臨界圧（USC）発電設備を採用することによって、温室効果ガスの排出量という環境影響が低減したことが認められる事実が記載されていないこと

すでに、準備書面13の「第3」「2」「(2)」において詳述した通り、本件環境アセスでは、BATの参考表に記載されている、超々臨界圧（USC）発電設備を採用することによって、旧発電所からの二酸化炭素の年間排出

量と比較して、環境影響は低減しているとしているが、二酸化炭素の排出原単位でも、二酸化炭素の年間排出量の点でも、新設発電所は、超々臨界圧（U S C）発電設備を採用することによって、比較対象とされている、旧発電所の時の状況から、温室効果ガスの排出量という環境影響は低減していない。

事実に基づいて分析すると、旧発電所と比較する限り、二酸化炭素の排出原単位も、二酸化炭素の年間排出量も、増大している。本件評価書には、超々臨界圧（U S C）発電設備を採用することによって、温室効果ガスの排出量という環境影響が低減したことが認められる事実が記載されていない。

以上の通り、本件環境アセスには、B A Tの参考表に記載されている、超々臨界圧（U S C）発電設備を採用することによって、温室効果ガスの排出量という環境影響が低減したことが認められる事実が記載されていない。

その点で、被告の主張は、そもそもその前提を誤るものである。

被告は、この点、「B A Tの参考表」に掲載されている技術を採用したことで、環境影響を低減したと主張したいようであるが、法令上、環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化について検討し整理して書面に記載しなければならない（発電所アセス省令30条1項2号）とされており、環境保全措置のうち低減策については、何と比較して低減効果がどれだけあるのか、明確に検討し、記述することが必要であるが、本件環境アセスには、「旧発電所と比較して」環境影響が低減しているとの記載しかなく、それが明白かつ重大な誤りがあつて意味をなさない以上、「環境影響の低減」についての記載が欠落していることになる。

「B A Tの参考表」に掲載されている技術を採用したことで、環境影響を低減したとするならば、本件環境アセスにおいて、「B A Tの参考表」に掲載されている技術を採用したことで、何と比較して低減効果がどれだけあるのか、明確に検討し、記述することが必要であるが、それは、前記の通り、「旧発電所と比較して」の記述以外にはない。

以上の通り、そもそも、本件環境アセスからは、B A Tの参考表に記載され

ている、超々臨界圧（USC）発電設備を採用することによって、温室効果ガスの排出量という環境影響が低減したことが認められる事実が記載されていないと言わざるをえないのである。

- (2) 「BATの参考表」に掲載されている、超々臨界圧（USC）発電設備を採用した場合よりも環境影響を回避したり低減したりする可能性がある事業として、天然ガス火力発電事業、再生可能エネルギー発電事業が存在する以上、計画段階配慮において、燃料種などに関する複数案検討をすることが義務となること、「BATの参考表」に掲載されている、超々臨界圧（USC）発電設備を採用していることをもって、燃料種などに関する複数案検討をしないことは正当化されないこと

その上、「BATの参考表」によって、計画段階配慮における複数案検討をしなかったことは正当化されない。

すなわち、準備書面12及び原告準備書面6(3)で詳述したように、発電所アセス省令第5条は、(当該第1種事業に伴う)「環境影響を及ぼすおそれがある要因(…)により重大な影響を及ぼす環境要素」を計画段階配慮事項に選定し、「当該影響要因が及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討する」ことを要求している。また、同条3項四号ロは、「温室効果ガス等」を「環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素」として掲げている。

温室効果ガスによる重大な環境被害がすでに現実化しており、将来的にはさらに重大な被害をもたらすことが強く懸念されているなかで、主要な排出源の一つである火力発電事業において二酸化炭素の排出が「環境要素に重大な影響を及ぼす影響要因」に該当することは明白である。発電所アセス省令において、「温室効果ガス等」がわざわざ「予測及び評価されるべき影響要因」として明記されていることを合わせ考えれば、温室効果ガスを計画段階配慮事項に取り上げる必要がない、という被告の見解は、環境影響評価法からも発電所アセス省令からも導きようがない。

被告が提出した「環境影響評価法に基づく基本的事項に関する技術検討委員会」の報告書（乙40号証）においても「「温室効果ガス等」については、地球温暖化問題への対応として、国のみならず地域の環境計画の中でも重要な位置づけを有する項目である。しかしながら、火力発電所に係る事業において、方法書以降では、通常、環境影響評価項目として選定されているものの、配慮書では温室効果ガスが配慮事項として選定されておらず、十分な記載がないとの意見がある。」として「火力発電所に係る事業に関する「温室効果ガス等」について、配慮書においても十分な記載がなされるよう、手引※等制度運用の中で、検討する必要がある。」とされている（乙40・4頁）。

実際、神奈川県知事も、本件環境アセスの手続きにおいて、配慮書に対する意見として、「温室効果ガスによりもたらされる地球環境への影響の重大さ等を踏まえ、計画段階配慮事項として選定することが望ましい」（乙8号証・379頁）と述べている。

また、「BATの参考表」に掲載されている、超々臨界圧（USC）発電設備を採用した場合であっても、天然ガス火力発電の場合の2倍以上の二酸化炭素が排出されるのであるから、本件事業予定地で発電事業を営む場合、石炭火力発電事業を前提として「BATの参考表」に掲載されている、超々臨界圧（USC）発電設備を採用した場合よりも環境影響を回避したり低減したりする可能性がある事業として、天然ガス火力発電事業、再生可能エネルギー発電事業が存在することとなる。

そうである以上、天然ガス火力発電事業、再生可能エネルギー発電事業の案を計画段階配慮事項として検討すべき複数案（代替案）として、検討すべきことになるのであって、それをするべきことは法令上の義務となる。

したがって、「BATの参考表」に掲載されている、超々臨界圧（USC）発電設備を採用していることをもって、燃料種などに関する複数案検討をしないことは正当化されない。

さらに付言するならば、超々臨界圧（USC）発電設備を採用した、本件新

設発電所であっても、そこから排出される二酸化炭素の量は、莫大なものであって、地球温暖化に与える影響も多大なものがある。その結果、人の生命健康、生活環境に及ぼす影響は、極めて重大かつ深刻である。

そうした重大な環境影響を及ぼすことが考えられるものについて、「BATの参考表」に掲載されている、超々臨界圧（USC）発電設備を採用した場合よりも環境影響を回避したり低減したりする可能性がある事業として、天然ガス火力発電事業、再生可能エネルギー発電事業が存在しているにも関わらず、その検討をしないことは、重大な手続的瑕疵である。

それをしないことを正当化する理由はない。

#### 4 計画段階配慮において検討すべき複数案は、「位置・規模」及び「建造物の構造・配置」に関する代替案に限定されないこと

被告は、基本的事項や発電所アセス省令で定められているのは「位置・規模」及び「建造物の構造・配置」に関する代替案だけである、との主張をおこなうが、この主張も、環境アセス制度に計画段階配慮制度が追加された趣旨を全く無視するものである。

すなわち、準備書面12の「第2」の「2」で詳述したように、環境アセス制度に計画段階配慮制度が追加された趣旨は、事業実施段階において、検討されている事業について環境影響評価法第14条第1項第7号ロにいう「環境の保全のための措置（当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。）」を取ったとしても環境影響を回避したり十分に低減したりできない場合に、環境影響を回避したり、十分に低減したりできるような別の事業案の検討をすることを可能とするためのものである。環境省総合環境政策局環境影響評価課作成「改正環境影響評価法等について」甲178号証・25頁では、計画段階配慮制度の導入の必要性として「事業実施段階では、柔軟な環境保全の視点が困難（より有効な生物多様性保全策が選択される可能性が低くなるなど）」という点を挙げている。

多くの事業において、「位置・規模」や「建造物等の構造・配置」が環境影響

の程度に大きな影響を及ぼすことに鑑みて、基本事項及び発電所アセス省令にはこれらの事項について複数案を検討する旨の記述がおこなわれているが、具体的に検討すべき複数案の内容が環境影響の内容と事業の内容に左右されることは当然である。たとえ、「位置・規模」や「建造物等の構造・配置」以外の事項に関する代替案であっても、環境負荷の回避・低減という観点から実質的な意味を持つ場合は検討の対象としなければならない。法令がこうした柔軟な検討を要求していることは、ゼロオプションを含めた検討をも求めていること（発電所アセス省令3条2項、基本的事項「第一」「三」「(3)」）や、「適切な複数案」（基本事項「第一」「一」「(3)」）という文言にも示されている。

火力発電事業における温室効果ガス等の大気汚染物質の排出量は使用する燃料種に決定的に左右される。計画段階配慮手続における代替的な燃料種について検討することは当然要求される。本件環境アセスでは、異なる煙突の高さという

「代替案」を検討しているが、そうした形ばかりの「検討」によって、本質的意味のある代替案検討の義務を免れるわけではない。何度も繰り返すようであるが、基本事項及び発電所アセス省令は「適切な代替案」の検討を要求しており

（原告準備書面6（3）31頁）、対象事業による環境負荷の回避・低減を図るという観点から実質的な意味のある複数案を設定し検討しなければならない。

文理解釈としても、燃料種の選択は「発電設備等の構造」と切り離すことができないのであるから、基本事項や発電所アセス省令における「構造」に関する複数案の検討として捉えることもできる。

## 5 小括

以上のとおり、被告の主張は、計画段階配慮における複数案の検討によって、事業による環境負荷の回避・低減を柔軟に実現するという制度の趣旨に全く反するものであって、本件環境アセスにおける燃料種に関する複数案検討の欠如を何ら合理化するものではない。

## 第4 被告準備書面（7）「第2」について～簡略化の要件

### 1 簡略化の要件を満たさないこと（総論）

本件環境アセスが簡略化の要件を満たしていないことは、原告準備書面8で述べたとおりである。

発電所アセス省令における「類似の事例により（環境）影響の程度が明らか」という規定に簡略化の根拠があることに照らせば、「環境影響の程度が明らか」と言える事例でなければ簡略化は認められないことは明確である。

また、リプレース案件におけるアセスを簡略化する際には、リプレースによって環境影響が「低減する」（非悪化を含む）と言えなければならない、というのでも、簡略化の趣旨から素直に導かれる解釈である。

こうした大枠については被告も認めるところである。

ところが、本件における適用の場面では、被告は無理な解釈を重ねて簡略化の要件を「満たす」との主張を展開しているので、以下、かかる主張について反論する。

### 2 被告の主張に対する反論

#### （1）環境影響に関する十分かつ信頼できる調査結果の存在

環境影響評価における調査の簡略化が許されるのは、改めて環境影響評価における調査を不要とするような、環境影響に関する十分かつ信頼できる調査結果が存在するからである。それは、「環境影響の程度が明らか」とするうえでの前提である。こうしたデータは、先の環境影響評価におけるデータに限られるものではないが、アセスにおける調査に代わり得るような、十分かつ信頼できるものではない。なければならない。

被告は、こうした原告の主張について、「合理的な根拠を示していない」とか、「環境アセス（やそれに代替する）調査がおこなわれたことを前提としない」と主張するが、原告の主張はアセスにおける調査の省略が許される理由からすれば当然の解釈である。

## (2) 環境影響の低減（非悪化）

原告は、旧施設が現実にもたらしていた環境影響の程度に比して、リプレース後の施設による環境影響が低減（非悪化）することが必要である、と主張している。現実の環境影響と比較する、というのも、ごくごく当然の解釈にすぎないし、逆に現実の環境影響と比較するのでなければ、「低減」を理由にアセスを省略することは許されない。

被告は、旧施設の定格出力値（あるいは地元自治体等との協定値）からの低減で足りる、と主張するが、定格出力値等による操業がもたらすであろう架空の環境影響と比較することには何らの合理性もない。被告は、「実績値を比較値とすると、そのときどきの状況によってばらつきが出る可能性があり、客観的な指標とならない」と主張するが、一定期間の実績値の平均を用いるなど客観的な比較をおこなう方法はいくらかでもある。むしろ、定格出力値との比較は、旧施設がフル稼働していた時代の環境影響との比較をおこなうものであって、被告が自認するように現実の環境影響とは全く乖離した比較になることが通常である。すでに準備書面13の「第3」「2」「(2)」で述べたように、本件環境アセスは、昭和45年（1970年）、すなわち51年前の環境影響との比較によって「低減する」と判断している。

こうした現実とは完全に乖離した比較に依拠して、リプレースを「低減」と評価することが許されるはずはないし、こうした比較を「客観的」「合理的」と評価する余地は皆無である。

被告は、リプレース前の旧施設の稼働率が一般に低下することをあげ、「より高性能な発電設備に新陳代謝を行って温室効果ガス削減に対する喫緊の課題に対処する」などと主張するが、旧施設より効率が上がることは環境影響評価を省略する根拠になるのではなく、環境影響の低減が認められなければ簡略化は許されない。本件ではそれどころか、リプレースによって温室効果ガスなどの大気汚染物質の排出量が明らかに増加する。それにもかかわらず、どうしてそれが「喫緊の課題に対処」することになるのか。被告の説明は完全に矛盾し

ているとしか言いようがない。

### (3) 空白期間について

被告は、原告が指摘している空白期間の必要性についても「発電所アセス省令には定められていない」などと主張するが、リプレースによって環境影響が悪化する場合に環境影響評価の簡略化が許さないことからすれば、空白期間、すなわち、リプレース前に環境影響が消滅・低下した期間が長期間に及ぶ場合にまで環境影響評価の簡略化を許容する合理性・必要性は存在しないことは原告準備書面 8 で述べたとおりである。

## 第 5 被告準備書面（7）「第 3」について～簡略化各論

### 1 排ガス

#### (1) リプレース前後の比較に誤りがあること

##### ア 被告の主張

排ガスにおける合理化要件の検討については、リプレース前の実際の排出量数値をもとに算出すべきことは、原告準備書面 8 で述べたとおりである。

これに対して、被告は、合理化ガイドラインに「リプレース前後の定格出力にて算出する」と記載されていることなどを理由にリプレース前後とも定格出力で算出することで足りると主張する。

##### イ 被告の主張の根拠に理由がないこと その 1 1 時間値について

被告の上記主張の根拠は、合理化ガイドラインに「排出量の 1 時間値は、リプレース前後とも定格出力にて算出する」と記載されていること、これは、合理化条件について詳細な予測結果を求めるとすれば、環境影響評価の簡易化・迅速化という制度の趣旨が実現できないという合理化ガイドラインの趣旨を踏まえていること、したがって、合理化ガイドラインの規程は、旧発電所の実際の運転状態との比較を前提条件とするものではないとのことによるようである。

しかし、被告の上記根拠は、旧発電所の実際の運転状態との比較を前提条件

とするものとし、しないことの根拠にならない。

まず、被告は、詳細な予測結果を求めるとすれば、簡易化・迅速化という合理化ガイドラインの趣旨に反し、この趣旨は、「火力発電所リプレースにかかる環境影響評価の技術的事項に関する検討会」における各発言によっても明らかであると述べる。

しかし、ここでいう「予測結果」とは、新発電所の排出量の予測結果のことであり、旧発電所のことではない（上記検討会における「方法書は調査、予測手法を記載するものであり・・・先行して予測結果を記載することは相応しくない」「方法書段階で詳細な予測・評価の結果まで示すというのも・・・」という発言からも、それは明らかである。）。

旧発電所の排出量は、すでに排出されており、かつ、計測もされているのであるから、「予測」する必要などない。すでに資料として存在する既排出量をもとにすればよいので、迅速化・簡易化に資さないこともない。

被告は、「予測結果」が求められていないことから、「旧発電所の実際の運転状態との比較を前提条件とするものではない」と述べるが、上記のとおり、「予測結果」についての理由は、新発電所に当てはまっても旧発電所には当てはまらないから、「予測結果」が求められていないことが、「旧発電所の実際の運転状態との比較を前提条件とするものではない」ことの理由にはならない。

また、合理化ガイドラインに「排出量の1時間値は、リプレース前後とも定格出力にて算出する」と記載されていることについては、合理化ガイドライン自体が環境アセス制度の趣旨に反しているから、無効である。

被告が主張する、合理化条件について詳細な予測結果を求めるとすれば、環境影響評価の簡易化・迅速化という制度の趣旨が実現できないという合理化ガイドラインの趣旨があるとしても、それは、旧発電所の実際の排出量を比較対象にしないことの根拠にならないことは上述のとおりである。

繰り返して述べるが、環境影響評価制度の趣旨は、可能な限り環境負荷を低減

することであり、現実の環境を対象にするものである以上、その場合の「環境」「環境負荷」は、抽象的な計算上の「環境」「環境負荷」ではなく、可能な限り、具体的で実際上の「環境」「環境負荷」を評価することが求められる。そのことからすれば、架空の数値ではなく、実際の数値、より詳細な数値が基礎とされるべきであることは制度趣旨からの当然の帰結である。

そして、リプレース前後の比較対象とする旧発電所における排出量は、すでに資料として存在しており、ほとんど労力なく利用できる数値である。にもかかわらず、リプレース前においても定格出力で算出する、としている合理化ガイドラインは、環境アセスメント制度の趣旨に反し、その解釈を逸脱しているもので、無効である。

#### ウ 被告の主張の根拠に理由がないこと その2 年間値について

被告は、年間値についての計算の相当性を何ら反論していない。

本件アセス評価書は、「既設稼働時（現状）については、「合理化ガイドライン」において既設稼働時（現状）の大気汚染物質年間排出量の算定方法として示されている過去の最大設備利用率から算出する方法を採用し、既設3～8号機は過去最大設備利用率の71.3%、2号ガスタービンは同様に13.6%とした」と記載されている（486頁）。

しかし、合理化ガイドラインは、「リプレース前については当該発電所の運用経歴を考慮の上、適切な設備利用率を設定」することを求めており（15頁）、過去の最大設備利用率はその例示であり、それはいかなる場合も「適切な設備利用率」となるものではない。

そして、環境影響評価制度の趣旨からして、可能な限り、具体的で実際上の「環境」「環境負荷」を評価することが求められることからすれば、より具体的な数値が存在するのであれば、その数値をもとにすべきであり、最大設備利用率から算出するという抽象的な計算では足りないというべきである。

ましてや、原告準備書面8の「第1」で述べたように、「過去最大設備利用率の71.3%」というのは、50年以上も前の数値であり、「現状」として

比較対象とすることが相当でないのは明らかである。

本件においては、実際の大気汚染物質排出量が測定されていたのであるから、その数値を使用すべきであり、その場合に、合理化条件を満たさないのは、原告準備書面8の「第1」で述べたとおりである。

## (2) 学校等の施設への着地濃度を調査していないこと

### ア 被告の主張

被告は、合理化ガイドラインは、合理化条件について詳細な検討を要しない趣旨を採っていることを前提に、本件アセスは、学校等の配置状況に鑑み、濃度は同等・減少すると評価していること、最大値を予測しても、基準との整合性が図られていると評価している、環境基準も達成しており、バックグラウンド濃度は横ばい或いは低下傾向と想定されていることから、学校等の個別具体的な予測評価は不要と主張する。

### イ そもそも、本件は、合理化ガイドラインを適用できない事例であること

すでにみたように、本件は、合理化ガイドラインを適用できる事例ではなく、その点で根本的に誤っている。

### ウ 調査地点・予測地点の選定及び重点手法を採用すべき対象・地点に関する法令の規定

調査、予測の対象地点及び重点手法を採用すべき対象・地点について、基本的事項第四、五(2)、同六(3)及びそれを受けた発電所アセス省令の規定では以下の通り規定する。

第一に、調査にあたり、「特に影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点その他の情報の収集等に適切かつ効果的な地点」（基本的事項第四、五(1)ウ）、「調査すべき情報の内容及び特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、調査地域を代表する地点その他の調査に適切かつ効果的であると認められる地点」（発電所アセス省令24条1項4号）については、情報を重点的に収集する地点として選定されるべきである。

第二に、予測にあたり、「選定項目の特性、保全すべき対象の状況、地形、

気象又は水象の状況等に応じ、地域を代表する地点、特に影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象等への影響を的確に把握できる地点等」（基本的事項第四、五(2)ウ）、「選定項目の特性に応じて保全すべき対象の状況を踏まえ、予測地域内において予測地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、当該保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点その他の予測に適切かつ効果的であると認められる地点」（発電所アセス省令25条1項3号）については、環境の状況の変化を重点的に把握する地点として選定されるべきである。

第三に、「環境影響を受けやすい地域又は対象が存在する場合、環境の保全の観点から法令等により指定された地域又は対象が存在する場合、既に環境が著しく悪化し又はそのおそれが高い地域が存在する場合等においては、参考手法よりも詳細な調査又は予測の手法を選定するよう留意すべきこと。」（基本的事項第四、六(3)）とされている。

それを受けて、発電所アセス省令では、以下の通りと規定している（発電所アセス省令23条3項）。

「次に掲げる要件のいずれかに該当すると判断される場合は、必要に応じ参考手法より詳細な調査又は予測の手法を選定するものとする。

- 一 特定対象事業特性が参考項目に係る著しい環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。
- 二 対象事業実施区域又はその周囲に、次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、特定対象事業特性が次のイ、ロ又はハに規定する参考項目に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。
  - イ 参考項目に関する環境要素に係る環境影響を受けやすい地域その他の対象
  - ロ 参考項目に関する環境要素に係る環境の保全を目的として法令等

により指定された地域その他の対象

ハ 参考項目に関する環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域」

**エ 学校等の施設が調査、予測地点として選定され、さらに、調査予測にあたっては、参考手法よりも詳細な調査又は予測の手法が選定されるべきこと**

学校等の施設は、基本的事項第四、五（2）、同六（3）、発電所アセス省令24条1項4号、発電所アセス省令25条1項3号及び発電所アセス省令23条3項にいう、「特に影響を受けるおそれがある対象」に該当する。

したがって、学校等の施設については、調査、予測地点として選定され、さらに、調査予測にあたっては、参考手法よりも詳細な調査又は予測の手法が選定されるべきである。

実際、本件環境アセスで比較対象とされている「既設稼働時（現状）」の数値は50年以上も前のものであって、本件環境アセスの調査時において、実際に、当該数値の大気汚染物質が各学校や病院に着地しているわけではない。

特に、学校に通う生徒においては、旧発電所がすでに10年以上も稼働していなかったことからすれば、稼働が開始されれば、明らかに大気汚染物質に暴露する量は増加するのである。「環境の保全についての配慮が特に必要な施設」として挙げられている学校や病院について、50年以上前の大気汚染物質排出量を比較対象にすることの不合理性は明らかである。

### **（3）現地調査について**

被告は、手引において、一般的に現地調査が省略されていることから、現地調査しないことに不備はないと主張する。

しかし、手引においても、「予測・評価に十分な情報が得られない場合には、事業者が新たに測定局を設置する」と記載されており、例外があることを前提にしている。

新発電所から最も近く影響を受けやすい新発電所から北側の久里浜の住宅地（京急浦賀駅の周辺など）において調査すべきところを、調査対象となった測

定局は存在しない。

また、調査対象となった測定局と、「環境保全についての配慮が特に必要な」学校や病院の位置関係は、必ずしも一致しておらず（第3-2-7「学校等の配置状況」及び第3.2-8「病院等の配置状況」と第12.1.1.1-3図「大気環境調査位置」（576頁）の各位置関係を参照）、既設の測定局の測定をもって、これら「環境保全についての配慮が特に必要な」学校や病院に関する調査も十分であるとは到底言えない。

したがって、既存の測定局だけでは、予測・評価に十分な情報が得られないのであるから、特に、着地濃度が高くなることが予想され、また、住宅地があるなどにより人身への悪影響も十分に考えられる地点や、大気汚染物質の影響を特別に考慮すべき学校や病院などの地点を選定したうえで、測定調査を実施し、稼働による健康被害リスクがどの範囲でどの程度高まるのかを予測して、評価をすべきである。

その調査をしていないのであるから、本件アセスの手続きは、調査手法の選定を誤った瑕疵がある。

なお、原告らが述べる「二酸化窒素の環境基準の長期的評価は、1日平均値の年間98%値が0.04～0.06ppmのゾーン以下であること、もしくは、0.06ppmを超えないこと」との主張には誤りがあるというが、本件環境アセスの評価書に記載されている記述であることを付言する（乙8、579頁）

#### （4）1時間値の比較の点について

被告によれば、本件環境アセスの風下着地濃度分布予測は、一般局において1年間にわたって実施した気象状況の計測結果を基に行ったものであるという。

そうなのであれば、年平均値や日平均値を計算できる数値はすでに計測されているということであり、手引に記載されているとおり、予測期間スケールの大きい年平均値予測と、短期的濃度の変動幅を把握するために1時間値という

短すぎる単位ではなく、日平均値予測をすればよく、年平均値予測と日平均値予測ができるのに、1時間値予測をする合理的理由がない。数値はすでに存在して年平均値予測や日平均値予測も計測方法も定まったものがあるから、あとは計算すればよいだけのことであり、それをせずに、わざわざスケールの小さい1時間値予測をする合理性がない。仮に、合理化ガイドラインにおける「風下着地濃度分布予測」が1時間値を意味するのだとすれば、それは、合理化ガイドラインに合理性がないということの意味するだけである。

被告は、合理化ガイドラインを金科玉条のごとく再三述べているが、合理化ガイドラインはあくまで環境省における法令の一解釈に過ぎず、合理性がなく、法令の趣旨に反しているのであれば、合理化ガイドラインという解釈が誤っているのである。

#### (5) バックグラウンド濃度の地点について

##### ア 予測地点を一般局に限定し、自排局を含めなかったこと

被告は、法令上、発電所の環境影響評価において、一般局に加え、自排局を評価地点とすることは求められていないと主張するが、これは法令の解釈を誤るものである。

原告準備書面12の「第2」「4」「(2)」および「(3)」において引用した通り、調査、予測の対象地点及び重点手法を採用すべき対象・地点について、基本的事項第四、五(2)、同六(3)及びそれを受けた発電所アセス省令の規定である、発電所アセス省令24条1項4号、発電所アセス省令25条1項3号及び発電所アセス省令23条3項は、「特に影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点その他の情報の収集等に適切かつ効果的な地点」(発電所アセス省令24条1項4号)「当該保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点その他の予測に適切かつ効果的であると認められる地点」(発電所アセス省令25条1項3号)「参考項目に関する環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域」(発電所アセス省令23条3項)と定める。

自排局において、自動車排出ガスが監視対象になっているのは、自動車排出ガスが人の健康に影響を及ぼすからであり、自排局が設置されている場所は、自動車排ガスによる汚染の影響が大きいと考えられる地域であるからである。また、自動車排ガスに含まれている汚染物質の中で特に健康影響の点から注目されているのは、PM<sub>2.5</sub>であり、本件新設発電所から排出される有害物質と同一である。したがって、自排局を評価地点とすることは、排出の相乗効果でどのような影響が及ぶのかを予測することが適切な予測を求める法の趣旨に適うものである。

したがって、自排局が設置されている地域は、基本的事項第四、五(2)、同六(3)、発電所アセス省令24条1項4号、発電所アセス省令25条1項3号にいう「(調査・予測に)適切かつ効果的であると認められる地点」及び発電所アセス省令23条3項にいう、「既に環境が著しく悪化し又はそのおそれが高い地域」に該当する。

被告は、発電所における環境影響評価は、住宅地等の一般的な生活環境にどのような影響が及ぶかを評価するものであるから、一般局だけを対象とするのでよいと述べるが、それは、自排局が設置されている趣旨を理解していない独自の解釈に基づくものであって理由がない。

なお、被告が述べるように、調査を行う地点については、「拡散の特性を踏まえ、調査地域における環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点」を選定すべきであり、「住宅地等の一般的な生活環境にどのような影響が及ぶかを評価する」ということであれば、本件発電所予定の北側に隣接する久里浜の住宅地をはじめとした半径20km圏内の主要な住宅地について測定局を設置して現地調査を実施すべきであることを改めて主張する。

#### イ 予測地点として半径10km圏内としたことについて

被告は、予測地点を半径10km圏内としたことは、手引の考え方にも合致しているから、その判断は合理的であると主張する。

しかし、手引で、予測地点の選定の考え方として挙げている観点は、

- a 発電所排煙の着地濃度が相対的に高くなる
- b 住居地域等保全の対象となる地域が存在する
- c 現況濃度が相対的に高いレベルにある

という3点であるところ、被告が予測地点を半径10km圏内としたことの理由としてあげているのは、「風下における1時間値着地濃度が最大となる予測地点」、つまり、上記aのみであり、bやcは考慮せずに選定しているということになる。

環境アセスメント制度は、人への健康被害を防止することも重要な目的の一つであり、そのことからすれば、保全の対象となる住宅地や特に学校・病院における影響を評価することを求められているものであり、その意味において上記bやcの観点は非常に重要な要素である。このbやcの観点は、発電所アセス省令23条3項にいう、重点手法が必要な地点でもある。

本件発電所周辺には、半径20kmの距離に市街地が広がっており、また、特に環境の保全について配慮すべき学校や病院も半径10kmにとどまらず、散在している。さらに、現況濃度が相対的に高いレベルにある可能性が高い自動車交通の多い場所（自排局が設置されている場所を含む）など存在している。

そうであれば、上記aの観点から、予想される最大着地濃度の地点のみを考慮するのではなく、b及びcの観点からも検討した上で、市街地や学校・病院を含む半径20km圏内にすることが環境アセスメント制度の上記趣旨からして相当であり、この点において、本件環境アセスが、大気汚染の予測地点を半径10km圏内としたことに合理性はないというべきである。

#### ウ 平成27年度における1時間値の最高値としていることについて

被告は、環境中の硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質の濃度の年平均値は、本件発電所の周辺20km圏内の一般局においても、年平均値は横ばいとなっているから、調査期間のうち最新年度である平成27年度の値を用いるのは合理的であると主張する。

しかし、環境影響評価は将来の予想をするものであるから、将来想定され得る値を基礎とすべきであり、大気汚染物質の濃度は数年のスパンで変動しうるものである以上、少なくとも直近5年の値には将来もなりうるということが想定され、少なくとも調査した直近5年のうち最も高い値（もしくは調査期間の平均値）を基礎とすることが適正な将来予測になるというべきである。

加えて、本件環境アセスは、バックグラウンド濃度を直近の低い値を取りながら、他方、比較対象とする旧発電所における大気汚染排出量については50年以上も前の高い値をとるなど、本件アセスの実施事業者の都合がよいように数値を選択しており、その点においても本件アセスが不合理なものであることは明らかである。

## エ 二酸化窒素の短期暴露の指針値を超える地点が存することについて

被告は、原告の述べる二酸化窒素の値は短期暴露の指針値であり、環境基準ではないから、原告らの主張には理由はないと主張する。

しかし、そもそも、原告らは、環境基準を超えているなどと述べているのではない。地域の人口集団の健康を適切に保護することを考慮して示された値である「短期暴露の指針値」を超えるような地点が存在するのであるから、その地点を予測地点としないでする予測評価は適正ではないと主張しているのであり、被告の反論はそもそものを得ていない。

## 2 温排水について

### (1) 合理化要件の主張には理由がないこと

#### ア 被告の主張

被告は、「リプレース前について設計値に基づいた検討をしている。それは合理化ガイドラインの趣旨から許容されている。旧発電所の稼働がなくなっていたとしても、リプレース前の値がゼロでないのは当然である」と主張し、「（リプレース前の設計値に基づく）温排水排出の熱量は具体的根拠に基づいているから信用性が高い。」とする。

## イ 現実とかけ離れた被告の主張

被告が主張する、リプレース前の設計値に基づいた検討は、本件評価書の「2-37」（39頁）に記載されている「第2.2-15表」、及び同「10-13」（483頁）に記載されている「第10.2-1表」のことである（以下に引用）。

第 10.2-1 表 改善リプレース対象項目と適合状況

項目	既設稼働時（現状）	新設稼働時（将来）	適合状況
	リプレース前	リプレース後	
大汚染物質排出量	硫黄酸化物：494.2 m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /h 窒素酸化物：482.7 m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /h ばいじん：147 kg/h	硫黄酸化物：58 m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /h 窒素酸化物：66 m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /h ばいじん：22 kg/h	適合 (低減)
水質汚濁物質排出量	全窒素：239.06 kg/日 全 燐：32 kg/日 化学的酸素要求量：44.66 kg/日	全窒素：24 kg/日 全 燐：2.4 kg/日 化学的酸素要求量：12kg/日	適合 (低減)
温排水排出熱量	640 °C・m <sup>3</sup> /s	399 °C・m <sup>3</sup> /s	適合 (低減)
温室効果ガス排出量	約 1,066 万 t-CO <sub>2</sub> /年	約 726 万 t-CO <sub>2</sub> /年	適合 (低減)
土地改変等による環境影響	—	既設発電所の跡地利用、 港湾施設・取放水口・ 取放水設備の有効活用	適合 (限定的)

- 注：1. 「項目」は、「改善リプレース」の対象事項として「合理化GL」に示されている項目を示す。  
 2. 「大気汚染物質排出量」は、1時間値の最大値（定格出力）を示す。内訳は、第2.2-14表のとおりである。  
 3. 「水質汚濁物質排出量」は、日間の最大排出量×日平均濃度を示す。詳細は、第2.2-16表のとおりである。  
 4. 「温排水排出熱量」は、取放水温度差×時間当たりの温排水量を示す。内訳は、第2.2-15表のとおりである。  
 5. 「温室効果ガス排出量」は、「合理化GL」3頁に示された条件に基づき、リプレース前後の設備利用率を同一として算出した場合の排出量（利用率は85%で設定）を示す。内訳は、3～8号機が各約163万t-CO<sub>2</sub>/年、2号ガスタービンが約88万t-CO<sub>2</sub>/年、新1、2号機が各約363万t-CO<sub>2</sub>/年である。  
 6. 「土地改変等による環境影響」は、対象事業実施区域が既存の発電所の敷地内又は隣接地に限定される等により、土地改変等による環境影響が限定的となり得る事業を示す。

第 2.2-15 表 復水器の冷却水に関する事項

項目	単位	既設稼働時 (現状)							新設稼働時 (将来)		
		3号機	4号機	5号機	6号機	7号機	8号機	2号ガスタービン	新1号機	新2号機	
冷却方式	—	海水冷却	同左	同左	同左	同左	同左	—	海水冷却	同左	
取水方式	—	表層取水	同左	同左	同左	同左	同左	—	表層取水	同左	
放水方式	—	表層放水	同左	同左	同左	同左	同左	—	表層放水	同左	
冷却水使用量	m <sup>3</sup> /s	12.30	同左	12.33	同左	12.17	同左	—	28.5	同左	
		合計 73.60							—	合計 57	
復水器設計 水温上昇値	°C	8.7	同左	8.6	同左	8.7	同左	—	7	同左	
取放水温度差	°C	8.7以下	同左	8.6以下	同左	8.7以下	同左	—	7以下	同左	
塩素等の 薬品注入 の有無	注入 方法	無							—	海水電解装置で発生させた次亜塩素酸ソーダを冷却水に注入する。	
	残留 塩素	無							—	放水口において検出されないこと。	

- 注：1. 1号機は平成16年、2号機は平成18年に廃止済。  
 2. 「—」は該当しないことを示す。  
 3. 残留塩素が「放水口で検出されないこと」とは、定量下限値（0.05mg/L）未満とすることを示す。

以上の二つの表の記載から、温排水排出熱量は、設計上の、毎秒あたりの数値が記載されていることがわかる。

すなわち、第10.2-1表からは、温排水排出熱量は、取放水温度差×時間当たりの温排水量の式で計算され、単位は、 $^{\circ}\text{C} \cdot \text{m}^3/\text{s}$ なので、毎秒あたりの量として、算定されていることがわかり、第2.2-15表からは、取放水温度差も、時間当たりの温排水量のいずれも、設計値であることがわかる。

しかし、第2.2-15表に基づいて、第10.2-1表に記載されている「既設稼働時（現状）」の温排水排出熱量は、2つの点で、現実とかけ離れており、重大な問題がある。

第一に、第2.2-15表は、すでに明らかにしたように、長年ほとんど稼働していなかった発電所から設計上排出される可能性のある値も「（現状）」としている。

第二に、毎秒あたりの数値を記載し、年間排出熱量を記載していないことによって、実際の稼働状況が考慮されていない。

実際のところ、前述したように、5・6号機（35万kW×2）は平成16年10月より「長期計画停止中」であり、その後全く稼働していない。7・8号機（35万kW×2）は平成16年10月より「長期計画停止中」となり稼働を止める、その後、東京電力の原子力発電所が不祥事などで停止となったときに何回か稼働したものの平成22年以降は全く稼働していない。2号ガスタービン（14.4kW）も、平成16年10月より「長期計画停止中」となり稼働を止め、その後、東京電力の原子力発電所が不祥事などで停止となったときに何回か稼働したものの、3・4号機（各35万kW×2）とともに、平成22年4月からは稼働を止め、3・4号機と2号ガスタービンは、東日本大震災と福島第一原発事故を受けて、平成23年4月から7月に稼働再開したが、平成25年中には稼働停止し、以後全く稼働していなかった。

そして、旧発電所の稼働率は、2000年代以降は、多くみても30%前後であり、平成26年以降は、ゼロである。平成13年から平成27年までの15年の

平均で見ると、約10%である。

それからすれば、平成26年以降の年間温排水熱量は、0である。

平成13年から平成27年までの15年の平均でも、年間温排水排出熱量は、

$$640 \times 60 \times 60 \times 24 \times 365 \times 0.1 = 640 \times 31,536,000 \times 0.1$$

$$= 2,018,304,000^\circ\text{C} \cdot \text{m}^3$$

となる。

他方、本件新設発電所の年間温排水排出熱量は、他でも本件アセスで用いている、85%の稼働率で計算すると、

$$399 \times 60 \times 60 \times 24 \times 365 \times 0.85 = 399 \times 31,536,000 \times 0.85$$

$$= 10,695,434,400^\circ\text{C} \cdot \text{m}^3$$

となる。

旧発電所が実際に発していた、年間温排水排出熱量よりも明らかに、本件新設発電所の年間温排水排出熱量の方が多い。平成13年から平成27年までの15年の平均と比較して、5倍以上となる。

#### ウ 法令の定め違反するものであること

さて、この点、発電所アセス省令は、21条4項3号及び23条2項3号により、参考項目を選定しないことができる要件、参考手法より簡略化された調査又は予測の手法を選定する要件として、「類似の事例」により「(環境)影響の程度が明らか」であることを定めている。

「(環境)影響の程度が明らか」といえるためには、旧発電所によって、本件新設発電所と同等以上の環境影響が生じていることが必要である。

しかし、本件の場合、平成13年から平成27年までの15年の平均の、旧発電所の年間温排水排出熱量は、本件新設発電所の年間温排水排出熱量の5分の1であり、また、直近2年間は全く排水がない。

明らかに「類似」の状況は存在しておらず、本件のような場合に、発電所アセス省令21条4項3号及び23条2項3号によって、手続きを簡略化するのは、違法である。

また、この点について、神奈川県知事は、配慮書に対し、「発電所が全て停止して2年以上経過し、その後、今回の事業に伴い温排水の排出が再開されることから、水温及び海域に生息・生育する動植物に対する温排水の影響を環境影響評価項目として選定した上で、発電所停止後の時間経過に伴う水質や生息・生育環境の変化が想定されることを踏まえた調査、予測及び評価の方法を検討し、適切に環境影響評価を行うこと」（乙8号証・379頁）と意見を述べていることも、温排水について、合理化要件を満たすとの被告の主張には理由がないことを裏付けるものである。

## エ 小括

以上の通りなので、本件について、温排水について、合理化要件を満たすとの被告の主張には理由がなく、被告は、少なくとも参考項目に記載された事項について、参考手法とされている方法で環境影響評価をすべきことになる。

- (2) 漁業への影響を評価対象としていないとする被告の解釈は法令に反する誤りがあり、その結果、漁業資源及びその生育環境となる藻場については、温排水が及ぼす環境影響を把握する手法による調査・予測がされていない瑕疵があること

## ア 被告の主張

被告は、「海域に生息する動物」と「海域に生育する植物」は、発電所アセス省令22条1項2号の「学術上又は希少性の観点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び学術上又は希少性の観点から重要な群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法」によって調査、予測がされるべきなので、漁業に対する直接的な影響について、調査、予測、評価すべきものとされておらず、温排水の改変「の結果として魚介類・藻場、その他の藻場に及ぼされる影響を調査・予測・評価することはあっても」、漁業に対する直接的な影響について調査、予測、評価することまでは求められていないと主張し、漁獲高その他は調査することまで求められていないとし、原告の主張

を争うとしている。

イ 「海域に生息する動物」と「海域に生育する植物」及びその生育環境のうち生活環境を構成しているものについては、温排水が及ぼす環境影響を把握する手法により、調査・予測がされなければならないこと

しかし、被告の上記の主張は、「海域に生息する動物」と「海域に生育する植物」及びその生育環境が生活環境を構成している場合は、温排水が及ぼす環境影響を把握する手法により、調査・予測がされなければならないことを完全に看過しているものであって、法令解釈として誤っている。

すなわち、発電所アセス省令は、環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（発電所アセス省令5条3項1号）及びそれに影響を及ぼす影響要因に関しては、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握する手法により、調査・予測がされなければならない（発電所アセス省令6条1号、22条1項1号）と定める。

温排水は、環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（発電所アセス省令5条3項1号）である水質の一要素である水温に影響を及ぼす影響要因であるので、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握する手法により、調査・予測がされなければならない（発電所アセス省令6条1号、22条1項1号）こととなる。

そして、生活環境には、人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境が含まれる（環境基本法2条3項）ので、その中には、重要な漁業資源である魚介類及び藻類も含まれ、また、その生育環境である藻場など（水産生物の産卵場所や幼稚仔魚等の生息場所（ブリ稚魚のように流れ藻に付いて移動する場合も含む）やアワビ・サザエなどの海藻を食べる水産生物や海藻表面や藻体間の餌料生物を捕食する水産動物にとっての餌場である藻場）も含まれる。

したがって、温排水の影響を調査・予想するにあたっては、影響を受ける魚

介類・藻類、その生育環境である藻場などの状況を調査し、予測することが必要である。

被告は、この点、

- ①「海域に生息する動物」と「海域に生育する植物」のみ取り上げ、
- ②「海域に生息する動物」と「海域に生育する植物」について、発電所アセス省令22条1項2号の「学術上又は希少性の観点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び学術上又は希少性の観点から重要な群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法」によって調査、予測がされるべき対象としてのみ把握している。

上記②の点から分かるように、「海域に生息する動物」と「海域に生育する植物」のうち「重要な漁業資源である魚介類及び藻類」については、生活環境を構成している点を完全に欠落させている。

また、上記①の点からは、魚介類・藻類の生育環境である藻場は、発電所アセス省令5条3項2号ハに定める「生態系」に該当し、独自の影響評価をしなければならないが、その点については、欠落したまま、被告としての主張もしないことがわかる。

しかし、発電所アセス省令6条1号、22条1項1号は、温排水などの影響要因によって、環境の自然的構成要素である水温という環境要素が改変された結果生じる、人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握するように求めており、生活環境には「人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境」が含まれる（環境基本法2条3項）ので、「海域に生息する動物」と「海域に生育する植物」のうち「重要な漁業資源である魚介類及び藻類」及び「魚介類及び藻類の生育環境である藻場など」は、環境基本法2条3項にいう、生活環境として、それらに対する影響について、調査することが必要となる。

実際、被告（経済産業省）が作成した、発電所アセスの手引きにおいては、

以上を踏まえ、「魚類の遊泳動物」について、以下のように記載する（乙50号証、346頁から347頁）。

- ① 「調査すべき情報」として「主な種類及び分布の状況並びに特徴（分布、漁場、産卵、成長、食性、水温との関係等）について、文献その他の資料を中心に調査する」とし、
- ② 「調査の基本的手法」として「調査結果表（季節別の種類数、個体数及び主な出現種、漁業の状況等）」「主な魚等の遊泳動物の特徴（分布、漁場、産卵、成長、食性、水温との関係）」を「調査結果のまとめ」に記載するとし、
- ③ 「調査地域」について「温排水拡散推定範囲を包含する比較的広範囲の海域とし、漁業権の設定及び行使の状況、漁業操業範囲、遊魚等の実態を考慮し設定する」とし、
- ④ 「調査地点」について「漁場の状況又は海域の特性等の主な魚等の遊泳動物の生育環境を勘案して設定する」とし、
- ⑤ 「予測の基本的手法」として「主な魚等の遊泳動物の生息場又は漁場が改変される内容及び程度を検討し、（中略）主な魚等の遊泳動物への影響を定性的に予測する」

本件環境アセスにおいて、漁業権の設定について調査・確認し（乙8・3.2-12から3.2-14まで、184頁から185頁まで）、神奈川県全体及び横須賀市全体の漁獲量について調べている（乙8・3.2-4から3.2-5まで、176頁から177頁まで）が行われているのは、そうしたことを踏まえてのものである。

また、本件事業者自身、配慮書の「水環境」についての、神奈川県知事の「発電所が全て停止して2年以上経過し、その後、今回の事業に伴い温排水の排出が再開されることから、水温及び海域に生息・生育する動植物に対する温排水の影響を環境影響評価項目として選定した上で、発電所停止後の時間経過に伴う水質や生息・生育環境の変化が想定されることを踏まえた調査、予測及び評価の方法を検討し、適切に環境影響評価を行うこと」（乙8号証・379

頁)との意見に対し、「水温及び海域に生育・生息する動植物を項目選定し、適切に調査、予測及び評価を行います。調査については、・・・現地調査(水温、流向・流速、水質、海生動物、海生植物)を行います」(乙8・387頁)」と回答し、また、方法書に対する「意見」のうち、水環境に関するものとして分類された、海水温の上昇に伴う問題についてのものに対し「調査は、合理化ガイドラインに基づき、文献を基本としますが、・・・現地調査を行うこととしております」「具体的な現地調査については、対象事業実施区域の周辺海域を対象に、発電所アセスの手引きに示された手法を用いて、調査を行います。」(乙8・435頁)と回答している。

これらの意見及び回答は、いずれも、「環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素(発電所アセス省令5条3項1号)」としての「水環境」及びそれに影響を及ぼす影響要因としての「温排水」についてのものである。

したがって、「水温及び海域に生育・生息する動植物を項目選定し、適切に調査、予測及び評価を行います。」という本件事業者の回答は、「人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境(環境基本法2条3項)として生活環境を構成する、重要な漁業資源である魚介類及び藻類とその生育環境である藻場」がどのような影響を受けるかを調査、予測、評価するということを意味する。

また、以上を踏まえると、本件事業者が「発電所アセスの手引きに示された手法を用いて、調査を行います。」と言っていることは、発電所アセスの手引きのいう、漁場、漁業の状況、漁業権の設定及び行使の状況、漁業操業範囲、遊魚等の実態を、生活環境に及ぼす影響の点から調査することを実施するということを意味する。

以上からして、漁業への影響が調査対象ではないとする被告の主張には理由がない。

本件環境アセスの場合には、「海域に生息する動物」と「海域に生育する植

物」及びその生育環境のうち生活環境を構成しているものについては、温排水が及ぼす環境影響を把握する手法により、調査・予測がされなければならない。

**ウ 本件環境アセスにおいて「海域に生息する動物」と「海域に生育する植物」及びその生育環境のうち生活環境を構成しているものについて温排水が及ぼす環境影響について、調査・予測がされていないこと**

本件では、前述の通り、漁業権の設定について調査・確認し（乙8・3.2-12から3.2-14まで、184頁から185頁まで）、神奈川県全体及び横須賀市全体の漁獲量について調べている（乙8・3.2-4から3.2-5まで、176頁から177頁まで）ものの、具体的な漁業の実態について調査していない。その結果、「漁業権の行使の状況、漁業操業範囲、遊魚等の実態」について調査していない。

また、漁業という観点からみた、主要な魚等の遊泳動物生息場又は漁場が改変される内容及び程度についても調査も予測もされていない。

また、本件では、海域に生息する魚介類について行われた調査として、評価書（乙8）の12.1.4（同評価書933頁以下）に記載しているが、本件環境影響評価では、文献調査では、上位5種のみ（乙8、935頁）、現地調査では、

「8側線以上に出現し、かつ、いずれかの区画で個体数が10個体以上のもの」（乙8、938頁）を挙げるだけであり、当該海域の漁業権の設定及び行使の状況、漁業操業範囲を調べればすぐに判明する主要漁業対象魚種である、魚介類（マコガレイ、ヒラメ、タイ、クロダイ、カサゴ、スズキ、アナゴ、タコ、サヨリ）については、まったく名前が挙げられていない。漁業資源として重要なもので名前が挙げられているのは、メバルだけである。ちなみに、ここで挙げた魚介類については、乙8・3.2-4から3.2-5まで・176頁から177頁までにおいて、主要な魚種として掲げられている。

これらの主要な漁業対象魚種については、それぞれの種に着目した、状況の調査が必要であるが、それはされていない。

なお、本件環境アセスでは、では、卵及び稚仔魚の調査も行っており、そこ

では、卵として、コノシロ、カタクチイワシ、スズキ、メイタガレイが（乙 8、995頁）、稚仔魚として、カタクチイワシ、クロダイ、タイ、コノシロ、カタクチイワシ、アジ、メバル、タコ、カサゴなどが（乙 8、995頁）、挙げられている。

稚仔魚の状況を見る限り、漁業資源として重要なものであって、環境基本法にいう生活環境を構成する魚介類の稚仔魚が相当数存在していることが判明している。それにもかかわらず、それらの成魚の生息状況について調査がされていない。

## エ サヨリ網漁との関係で必要な調査も予測もなされていないこと

本件環境アセスでは、本件新設発電所から排出される温排水は、本件新設発電所の南側の海域の海水温を上昇させると予測している（乙 8・911頁以下）。

原告番号 47 の原告は同海域でサヨリ網漁を行っている。漁業の範囲は、主に猿島沖から久里浜の南の金田湾までである。

また、サヨリ網漁は、漁船 2 隻の間に網を張り船を航行させて、サヨリなどの海の表層部を泳ぐ魚を包むようにして採取するものである。サヨリ、ダツ、白魚などが採取できる。このように、サヨリ網漁は、温排水が漂うとされる海の表層部を遊泳する魚を対象とする。

したがって、温排水の排出によりサヨリが同海域を遊泳しなくなり、原告番号 47 の原告の漁獲量を減少させることが容易に予想される。

また、本件新設発電所から排出される温排水により、周辺海域においてこれまで以上に磯焼けが生じる可能性がある。サヨリは、磯の海藻に付着している虫を食するために同海域に遊泳しているものであるため、磯焼けして海藻がなければ虫もいなくなり、結果的にサヨリが同海域を遊泳しなくなる。

以上のように、容易に影響が予想されるが、本件環境アセスでは、同地域でどのような漁業が営まれているのかの実態調査をしていないし、本件新設発電所から排出される温排水によって、原告番号 47 の原告が営むサヨリ網漁など

がどのような影響を受けるのか調査も予測もしていない。

#### オ 底生生物のうち、漁業資源として重要なものであって、環境基本法にいう生活環境を構成する魚介類についての調査がされていないこと

また、底生生物の調査においても、本件環境アセスでは、文献調査では、「出現個体数の組成比率が5%以上のもの」（方形枠内）（乙8、964頁）、「出現個体数の上位5種」（方形枠外周辺及び港湾調査）（乙8、965頁、966頁）に限定し、現地調査では、「出現個体数の組成比率が5%以上のもの」（マクロベントス）（乙8、1000頁）、「8側線以上に出現し、かつ、いずれかの区画で個体数が20個体/m<sup>2</sup>以上又被度が20%以上出現したもの」（メガロベントス）（乙8、976頁）に限定して挙げており、漁業資源として重要なものであって、環境基本法にいう生活環境を構成する魚介類（アワビ、サザエ、ミル貝、タイラ貝、ナマコ）であっても、特定された調査がされていない。

注目すべきこととしては、文献調査のうち、平成10年（1998年）に行われた、海浜生物報告書の方形枠外周辺のものについては、サザエ、マナマコ、メガアワビが、「主な出現種」として、すなわち、出現個体数の上位5種として記載されている。これらは、いずれも、漁業資源として重要なものであって、環境基本法にいう生活環境を構成する魚介類である。

それにもかかわらず、現地調査の時には、こられの魚介類に特定した調査はされていない。

なお、重要な生息環境（生態系）としての藻場における、藻の生育状況及びそこに生息する動物の生息状況についても調査が行われた（藻の生育状況については、乙8号証の12.1.5の(1)①a(b) 1078頁以下、藻場に生息する動物の状況については、乙8号証の12.1.4の(1)①a(g) 1005頁以下）が、そこにおいても、漁業資源として重要なものであって、環境基本法にいう生活環境を構成する魚介類（マコガレイ、アワビ、ヒラメ、タイ、サザエ、ミル貝、タイラ貝、ナマコ、クロダイ、カサゴ、メバル、スズキ、アナゴ、タコ、サヨリ）に注目した調査は行われていない。

前述の通り、海浜生物報告書の方形枠外周辺のものについては、サザエ、マナマコ、メガイアワビが、「主な出現種」として、記載されているにもかかわらず、サザエ、マナマコ、メガイアワビについて特定された調査もされていない。

#### カ 小括

以上より、漁業資源及びその生育環境となる藻場は、生活環境であるので、温排水が及ぼす環境影響を把握する手法により、そこに及ぼす影響について調査・予測がされなければならないが、本件環境アセスにおいてはそれらの調査・予測がされていない瑕疵がある。

### 3 撤去工事

被告は、本件環境アセスが撤去工事を対象に含めなかったことについて、「大気環境や水環境等の環境影響のピークは、撤去工事のみが実施されている期間以外の時期であって、撤去工事に係る環境影響の程度は著しくない」との主張をおこなう。

しかしながら、旧発電所のタービン（計8基）、ボイラー（6基）、建屋、煙突、変圧器、燃料タンクなどの撤去工事は、かなりの周辺に環境影響をもたらすほか、本件発電所の建設・稼働時のものとは異なる環境影響を含んでいる（例えば旧発電所の撤去工事に起因する土壌汚染、撤去工事により生じた廃棄物の処理）。被告は「程度は著しくない」と決めつけるが、その根拠は全く示しておらず、調査・予測・評価の放棄を正当化する余地はない。

## 第6 まとめ

以上、原告の準備書面12、準備書面13及び本準備書面で述べた通り、被告の被告準備書面（6）及び（7）における、被告の主張には全く理由がない。

以 上